

尾道市医師会看護専門学校学則施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、尾道市医師会看護専門学校学則第34条に基づき諸規定を定める。

第2章 休 業 期 間

(休業期間)

第2条 季節休業日は概ね次の通りとする。

- 1) 春季休業日 2週間 (3月～4月)
- 2) 夏季休業日 5週間 (7月～8月)
- 3) 冬季休業日 2週間 (12月～1月)

第3章 単位の認定

(単位認定条件)

第3条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を認定する。

- 2 単位の認定は、試験(筆記試験・実技試験または実習評価他)等シラバスに示された適切な方法により学修の成果を評価として行われる。
- 3 入学前の履修科目の単位認定については、学生からの申請があれば協議の上認定する。

(進級認定)

第4条 各科目・実習の単位は在学期間中に修得する。(8年間を超えてはならない)

各年次の修得単位は別表1(1)(2)の通りとする。

- 2 単位未認定の科目は、次年度以降にその科目を受講し、試験に合格すれば認定となる。ただし、3年次までに修得する単位は、3年次終了までに取得する。
- 3 観察・コミュニケーション実習は、病院環境を理解する実習の単位修得後とする。
- 4 日常生活援助実習は、観察・コミュニケーション実習の単位取得後とする。
- 4 専門分野・統合分野の実習は、日常生活援助実習の単位取得後とする。

第4章 科目評価・実習評価

(科目評価の評価基準)

第5条 成績評価の基準は、秀(100点～90点)、優(89～80点)・良(79～70点)・可(69～60点)・不可(59～0点)とする。

- 2 科目試験・再試験の評価は次の通りとする。
 - 1) 科目試験 各科目可(60点)以上を合格点とする。
 - 2) 再試験 可(60点)をもって最高点とする。
- 3 GPAでは秀を4、優3・良2・可1・不可0とする。

$$GPA = \frac{(S \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1)}{\text{総履修単位数}}$$

小数点第2位までの数字を表記し、小数点第3位は四捨五入とする。

既習得単位認定されている授業科目はGPAの計算対象とならない。

(受験資格)

第6条 受験資格は各科目当該講師の授業時間数の3分の2以上出席していること。ただし、実習の場合は実習時間数の5分の4以上出席していること。

- 2 出席時間数が不足し、受験資格がない者のうち、学校長がやむを得ないと認めたもので、別に定める補完教育を受けた者については、受験資格を与える。

(試験時期)

第7条 科目試験は、講義終了後に行う。講義時間数の多い科目については中間試験を行うこともある。

(追試験・受験手続き)

第8条 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった者は、その科目について1回限り追試験を受けることができる。病気その他やむを得ない事由は、細則第24条に準ずる。ただし細則第24条の(3)は該当しない。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願い(様式13号)を提出し、承認を得なければならない。

3 追試験の再試験は認めない。

(再試験・受験手続き)

第9条 試験の結果、成績が合格点に達せず単位が認められなかった者に対して、学校長が必要と認めた者には試験を行うことができる。

2 受験を認められた者は、再試験願いに受験料を添えて、試験日の前日までに手続きをしなければならない。

3 再試験は原則として当該科目につき1回限りとする。受験時には、領収書を机の上に置いて受験する。

(実習評価基準)

第10条 実習評価の基準は、秀(100点~90点)、優(89~80点)・良(79~70点)・可(69~60点)・不可(59~0点)とする。

2 実習評価は、各科目可(60点)以上を合格とする。

3 再実習の評価は、可(60点)をもって最高点とする。

(評価時期)

第11条 基礎看護学実習(病院環境を理解する実習)は1年次12月、基礎看護学実習(観察・コミュニケーション実習)は2年次2月、基礎看護学実習実習(日常生活援助実習)は3年次1月、領域別実習は4年次各々実習終了時とする。

(再実習・手続き)

第12条 各実習場所で、実習評価が合格点に達せず単位が認められなかった場合、学校長が再実習を認めた者は、再実習を行うことができる。

2 再実習が認められた者は、担当教員と相談のうえ、日時実習内容を決定する。

3 再実習願いに再実習料を添えて提出し、了承を得て再実習を行う。

4 再実習は原則として当該実習につき1回とする。

(追実習・手続き)

第13条 病気その他やむを得ない事由により、臨地実習の出席時間数が実習時間数の5分の4に満たない場合は、その科目について1回限り追実習を受けることができる。病気その他やむを得ない事由は、細則第24条に準ずる。ただし、実習施設の受け入れがある場合に限る。

2 追実習を受けようとする者は、追実習願い(様式13号)を提出し、承認を得なければならない。

3 追実習の再実習は認めない。

第5章 卒業認定

(卒業認定)

第14条 本校の定める教育課程全科目・全実習を履修し、104単位を認定された者には卒業を認定する。

(卒業の時期)

第15条 卒業の時期は、前期または後期の終わりとする。

第6章 身 上 異 動

(本人の異動)

第16条 住所変更・改姓・改名等があったときは、速やかに書面にて届け出る。

(保証人の異動)

第17条 保証人の変更がある場合は、直ちに異動届を提出する。

(転入学・再入学)

第18条 転入学・再入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、学校長は選考の上相当の学年に入学を許可することができる。

2 選考は、学校長、副学校長、教務主任が小論文と面接試験を行う。

3 転入学・再入学を志望する者は、必要書類の転入学願・再入学願・成績証明書・科目履修証明書を提出する。

(休 学)

第19条 休学については、学則第16条に基づいて所定の手続きをする。通算して2年を超えてはならない。休学期間の学納金は別に定める。

(復 学)

第20条 休学した学生が復学しようとするときは、復学願いを学校長に提出し許可を得る。

(転 学)

第21条 転学の理由がやむを得ない場合、在学中の成績・人物評価が他校へ推薦できる学生である場合のみ転学を認める。

(退学・除籍)

第22条 学則第18条・19条に基づき手続きをとる。

第7章 欠席・欠課

(欠 席)

第23条 7日以上欠席する場合、又は欠席した場合は、欠席理由書を提出する。

2 疾病で7日以上欠席した場合、又は学校保健安全法施行規則に基づいた感染症で欠席した場合は診断書を提出する。

(公的欠席)

第24条 下記の理由による欠席は、所定の届けにそれを証明するものを添付して提出し、学校長の許可を得る。ただし、当該科目の出席時間数には含まない。

(1) 忌引き（三親等以内の近親者）

一親等（配偶者・両親・子供）・・・・・・・・ 5日

二親等（祖父母・兄弟・姉妹）・・・・・・・・ 2日

三親等（曾祖父母・伯父伯母・叔父叔母）・・・・ 1日

ただし、この期間中に介在する土、日、祝日は日数に含まない。

(2) 災害および交通機関の事故により通学不能の場合

(3) 就職試験・入学試験の場合・・・・・・・・ 3日間のみ（4年次のみ）

(4) 学校保健安全法施行規則に基づいた感染症に罹患した場合もしくは疑わしい又は潜伏期間と診断された場合

(5) その他学校長が特別認めた場合

(欠 課)

第25条 1時限90分(2時間)授業のうち、遅刻及び早退以外はその科目について2時間の欠課とみなす。

第8章 懲 戒

(懲 戒)

第26条 学則第26条に基づき職員会議を経て、訓告・停学・退学・除籍のいずれか学校長が決定する。

第9章 健 康 管 理

(健康管理者)

第27条 学生の健康管理は学校長がこれにあたる。

2 健康管理の実施については、健康管理医(以下校医とする)および専任教員がこれにあたる。

(健康診断の種類)

第28条 健康管理の種類は次の2種類とする。

- 1) 定期健康診断
- 2) 臨時健康診断

(健康診断)

第29条 定期健康診断は年1回以上学生全員に下記の検査項目を実施する。終了後は校医により総合判断する。

- 1) 胸部X線直接撮影(1年生のみ)
- 2) 一般身体計測
- 3) 検査(糖・蛋白尿)
- 4) 結核問診

2 臨時健康診断は、感染症の予防等、学校長が必要と認めた場合に学生の一部または全員に対して実施する。

(健康管理者の指示)

第30条 定期健康診断または臨時健康診断の結果に基づき、健康管理者は次の指示を行うものとする。

- 1) 要療養および休養
- 2) 要軽業(体育の禁止)
- 3) 要注意(指導により必要な検診を受けるものとする)

(健康教育および相談)

第31条 各種の健康教育を行うとともに個人相談も随時実施する。

2 健康記録には検査、検診等を正確に記録する。

第10章 授業料等諸経費

(学納金)

第32条 学則第28条に基づき本校の学納金を下記の通りとする。

項 目	金 額	備 考
入 学 金	230,000円	
授 業 料	460,000円/年	
実 習 費	24,000円/年	
施設整備維持費	36,000円/年	施設整備の維持・管理、更新

- 2 授業料・施設整備維持費・実習費は学校指定日の前期・後期年2回払いで納付する。
- 3 休学者が復学した場合の学納金は、復学した学年と同額とする。
- 4 退学から再入学の場合、再入学したときの学年と同額とする。
- 5 転入学の場合は、入学年度と同額を納付する。
- 6 既納の入学金および学納金は返還しない。

(休学中の学納金)

- 第33条 学則第29条に基づき、休学者については、休学期間中の授業料は減免する。
実習費および施設整備維持費は免除する。
- 2 休学中は在籍料として、115,000円/期を納付する。
 - 3 休学中の在籍料は、学校指定日に基づいて納付する。
 - 4 休学者が復学した場合は、その期から学納金を納付する。
 - 5 既納した在籍料は返還しない。

(特別措置)

- 第34条 学則第28条・29条に基づき、災害救助法に適應する災害で被害に遭った在校生について次期学納金を減免する特別措置を行う。
- 2 本人が居住する家屋の全壊・半壊・床上浸水以上の物損があったと証明された場合に限り措置を行うことができる。
 - 3 本人(または第一保証人)が学校様式第30号に市町村より発行される本人または世帯主の『り災証明書』(コピー可)を添付し申請する。
り災証明書がすぐに発行されない場合は市町村役場でり災証明手続きを行った際の申請書類一式のコピーを添付し後日『り災証明書』(コピー可)を提出する。
必要に応じて長期避難生活の証明書(コピー可)を添付。
 - 4 申請期間は災害発生月から起算して3ヵ月以内。
 - 5 り災当時、留年者・休学中・懲戒処分でない者。
 - 6 虚偽の内容が判明した場合または提出書類が期限までに提出されなかった場合は学納金減免申請書受付後であっても減免申請を中止または停止する場合がある。

附則

この細則は、平成15年4月1日より実施する。
ただし、受験料については平成14年10月1日より適用する。

附則

この細則は、平成16年4月1日より実施する。(第32条実習費について全学年適用)

附則

この細則は、平成18年4月1日より実施する。(4条3項、第17条、第32条5～7項)

附則

この細則は、平成19年4月1日より実施する。(第4条2項～6項、第32条授業料)

附則

この細則は、平成21年4月1日より実施する。(第4条、第5条 第14条 第34条 全学年適用)

附則

この細則は、平成22年4月1日より実施する。(第29条2 学校保健安全法改正に伴い感染症に)

附則

この細則は、平成23年3月1日より実施する。(第4条について全学年適用)

附則

この細則は、平成24年4月1日より実施する。(第4条別表2削除 第29条2・3年次 HBs抗原・抗体削除、第33条 第34条 全学年適用)

附則

この細則は、平成25年4月1日より実施する。(第25条について全学年適用)

附則

この細則は、平成26年4月1日より実施する。(全学年適用)

ただし、第34条2項、第35条3項は、以前の規程により入学したものは該当しない。

附則

この細則は、平成27年4月1日より実施する

附則

この細則は、平成28年4月1日より実施する

附則

この細則は、平成29年4月1日より実施する

附則

この細則は、平成30年9月1日より実施する

附則

この細則は、令和2年4月1日より実施する

附則

この細則は、令和4年4月1日より実施する（第3条 第4条 第5条 第10条 第14条 全学生適用）

別表1

(1) 科目修得単位

学年	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	修得単位
1年次	13	8	7	28
2年次	0	13	14	27
3年次	1	2	27	30
4年次	0	0	19	19
計	14	23	67	104

(2) 実習修得単位

学年	実習科目	修得単位
1年次	専門分野 病院環境を理解する実習	1
2年次	専門分野 観察・コミュニケーション実習	2
3年次	専門分野 日常生活援助実習	2
4年次	専門分野 地域・在宅看護論実習	2
	退院に向けた生活を支える実習	2
	生命維持・安定を支える実習	2
	生と死を支える実習	2
	在宅復帰を支える実習	2
	小児看護学実習	2
	母性看護学実習	2
	精神看護学実習	2
	統合実習	2
計		23